

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成26年5月27日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 件名及び契約名 | 平成25年第2回杉並区議会定例会において議案第47号により議決を得た「特別区道第2101-1号線整備工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金165,658,500円
変更後の契約金額 金176,335,950円
契約金額の増額 金10,677,450円 |
| 3 変更理由 | 当該工事期間中における、道路境界線への側溝移設に伴う舗装面積の変更、近隣への振動対策として、自動車の速度抑制を誘導する交通整理員の増員配置などによるため。 |
| 4 専決処分年月日 | 平成26年3月28日 |